|  |
| --- |
| №25-21　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2025（令和7）年9月1日  ***全保協ニュース***  **〔協議員情報〕**  **全　国　保　育　協　議　会**  **TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509**  **ホームページアドレス〔** [**https://www.zenhokyo.gr.jp**](https://www.zenhokyo.gr.jp) **〕** |

－今号の目次－

* こども家庭庁 令和8年度 保育関係予算概算要求 １

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆こども家庭庁 令和8年度 保育関係予算概算要求**

8月27日、令和8年度こども家庭庁予算概算要求※１が公表され、9月1日には、保育関係予算概算要求の概要が公表されました。

こども家庭庁の令和8年度予算概算要求の全体像としては、一般会計4兆3,082億円、子ども・子育て支援特別会計3兆1,147億円が計上され、合計で7兆4,229億円の要求額となっています（上記金額には、デジタル庁一括計上予算は含まない）。

令和8年度概算要求は、「こども未来戦略」等に基づき、人口動態・社会経済の変化やこども政策を巡る自治体間の施策実施や財政状況の違い等も見据えつつ、下記の5つを重点的な柱として、所要の予算が要求されています。

※1概算要求…各省庁が財務省に対し、翌年度の政策を実行するために必要な予算を要求すること。この概算要求に基づき、財務省において、各省庁の政策や経費について精査したうえで、翌年度の政府予算案が作成される。

|  |
| --- |
| 概算要求の概要（主要事項）  **①　こどもまんなか社会の基盤構築　14億円**  **②　若年世代が安心して希望する将来設計を追求できる社会の構築　4兆1,338億円+事項要求※2**  **③　未来を担うこどもたちのための保育の質の向上等　1兆9,221億円+事項要求**  **④　地域ぐるみの包括的なこども・若者支援システムの構築　1兆13億円+事項要求**  **⑤　人口動態・社会経済の変化を踏まえた持続的なこども施策の提供体制の構築　511億円+事項要求**  ※2事項要求…概算要求時に政策の細部が決定していないなどのために、予算要求額を示さずに項目のみ記載・要求するもの。 |

　上記の重点的な柱のうち、③未来を担うこどもたちのための保育の質の向上等を含む保育関係予算概算要求については、9月1日にその概要が公表されています。

令和8年度 保育関係予算概算要求としては、下記の8つの柱に沿って、概算要求が行われています。

※下線およびフォントは全保協事務局加工

|  |
| --- |
| 保育関係予算 概算要求の概要（主要事項）  **１　「こども未来戦略」に基づく対応**  〇　民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。  〇　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国で実施する。  **２　「保育政策の新たな方向性」に基づく保育提供体制の確保等**  **①保育の提供体制の確保**  〇　受け皿整備  ①待機児童対策のための整備費、②過疎地域における保育機能確保のための統廃合・多機能化に係る整備費や、③こども誰でも通園制度を実施するための整備費について国庫補助率を嵩上げする（1/2→2/3）。  ※ 上記②の整備費について、認定こども園を整備する場合「保育所部分」に加えて「教育部分」も補助率嵩上げを新たに適用する。  〇　人口減少地域における保育機能確保・強化、地域分析  人口減少地域の保育機能の確保・強化を図るため、地域における子育て拠点として様々な取組や多機能化を図るためのモデルを構築する。また、市町村において、将来的な保育ニーズや保育資源等を踏まえた地域分析のモデルを構築する。  **②こども誰でも通園制度の本格実施**  〇　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国で実施する。  ※ 新たな給付に係る公定価格については、内閣府令で定める予定の「一月当たりの利用可能時間」を上限とした上で、こども一人一時間当たりの単価の設定を検討する（障害児等を受け入れる場合の加算など、必要な加算についても検討）。  〇　併せて、子育て支援員研修に新たなコースを設け、こども誰でも通園事業所に従事する子育て支援員の養成を図る。  **③保育人材の確保及び保育の質の向上等**  〇　ミドルリーダーの活躍による保育の質向上推進事業を創設し、自園や他園の園内研修・公開保育などの企画・実施や支援を行うことができるミドルリーダーの育成、園・保育士同士が学び合う取組を推進し、各園及び地域全体の保育の質向上を図る。  〇　児童福祉法の改正により一般制度化された地域限定保育士の資格取得等を促進するため、地域限定保育士等として必要となる知識・技術の取得に係る講習・研修や試験の広報などの自治体の取組を支援する。  〇　児童福祉法の改正により法定化される保育士・保育所支援センターについて、地域の実情に応じた支援目標やKPI（重要業績評価指標）を設定し、取組の事業効果を評価すること等により支援の充実を図り、センターを基軸とした地域の保育人材の確保に総合的に取り組む。  ※ 保育士・保育所支援センターで基本的に行う事業や取組強化として行う事業、取組実績等に応じ、階層的な基準額の設定を検討。  ※ 保育士・保育所支援センターと連携する市町村に対しても、事業の実施状況に応じた加算の創設を検討。  **３　保育所等における虐待防止対策**  〇　児童福祉法の改正により、保育所等における虐待の通報義務等の仕組みが創設されることを踏まえ、都道府県等における虐待防止に係る専門人材の活用や、実務者会議の設置・開催、自治体職員の虐待対応の強化を図るための研修の実施などを支援する。  **４　多様な保育の充実**  〇　病児保育事業について、市町村間の広域連携を推進するため、他市町村の利用者が予約等できるICTシステムを導入している病児保育施設を支援するとともに、都道府県主導で広域連携に取り組むため、都道府県のICT化のためのシステム整備の取組を新たに補助対象に追加する。また、管内施設の70％以上の病児保育施設で他市町村の利用者が予約等できるICTシステムを整備する都道府県に対して、国庫補助率を嵩上げする（1/2→2/3）。  **５　保育DXの推進等**  **①保育DXの推進**  保育現場や自治体職員、保護者の負担を軽減し、こどもと向き合う時間の確保や保育の質の向上に関わる業務に注力できる環境を実現するため、『ⅰ保育所等の更なるICT環境整備』、『ⅱ給付・監査等の保育業務ワンスオンリーに向けた「保育業務施設管理プラットフォーム」及び保活ワンストップに向けた「保活情報連携基盤」の機能改修』、『ⅲ先端的な保育ICTのショーケース化や人材育成・普及啓発のモデルとなる「保育ICTラボ」への支援』、『ⅳ市町村の「子ども・子育て支援システム」と「保育業務施設管理プラットフォーム」の連携のための改修支援』などを行う。  ※ 上記ⅰについて、過去にICT導入支援（「登降園管理」機能の導入支援を除く）を受けた施設において、「保育業務施設管理プラットフォーム」を導入する場合は、「登降園管理」機能の導入に係る追加支援を行う。  ※ 上記ⅲについて、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」と連携して導入効果の最大化を図る取組などを優先採択する。  **②保育所等におけるこどもの安全対策の推進**  睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー等）、こどもの見守りに必要な機器（AI 見守りカメラ）や性被害防止のための設備支援など、こどもの安全対策に資する設備等の導入支援を行う。また、こども誰でも通園事業所等を補助対象に追加する。  こども性暴力防止法の対象となる居宅訪問型保育（認可・認可外）を行う事業者について、性被害防止のための設備支援の対象に追加する。  **③保育所等の「見える化」の推進**  子ども・子育て支援法第58条の規定に基づく特定教育・保育施設等の情報公表及び幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表を行う「ここdeサーチ」について、施設種別に「こども誰でも通園制度」等を追加、見える化の登録機能等の改善、保育業務施設管理プラットフォーム等との連携改善、認可外保育施設等の登録権限の対象者拡大及び第三者評価等の結果公表の改善のためのシステム改修を行う。  **６　認可外保育施設の質の確保・向上**  （略）  **7　子ども・子育て支援制度の推進**  すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化、企業主導型の事業所内保育への支援等を引き続き実施する。  **8　令和７年度行政事業レビュー（公開プロセス）の取りまとめコメントを踏まえた対応**  令和7年度行政事業レビュー（公開プロセス）における有識者の取りまとめコメントを踏まえ、保育関係予算について以下の見直しを行う。  **①保育士・保育所支援センターの機能の検討**   * 2-③3つめの〇に記載の内容（全保協事務局加筆）   **②地域限定保育士の活用促進策の検討**   * 2-③2つめの〇に記載の内容（全保協事務局加筆）   **③都市部に集中している執行状況の見直しによる合理化／保育人材の確保等を行うための事業の重点化**  「保育士宿舎借り上げ支援事業」「保育体制強化事業」「保育補助者雇上強化事業」「都市部における保育所等への賃借料等支援事業」「一時預かり事業」について、特別区及び財政力指数が1.0を超える地方自治体への補助割合の見直しや、地方自治体ごとの乳幼児人口に応じた国庫負担の見直しを行う。これらの見直しと併せ、上記2③に掲げる事業等への重点化を図る。  ※「保育補助者雇上強化事業」（平成28年度創設）については、創設時から保育士の業務負担の軽減等を図るため通常より高い補助割合（1/2→3/4）を設定していたところ、補助割合を2/3に見直すとともに、特別区及び財政力指数1.0を超える地方自治体は補助割合を1/2に見直す。  **※上記8-③について 全保協事務局加筆**  特別区(東京23区)および財政力指数が1.0を超える地方自治体の場合・・・  ・「保育士宿舎借上支援事業」…国1/3、市区町村5/12、事業者1/4（他地域～国1/2、市区町村1/4、事業者1/4）  ・「保育体制強化事業」…国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（他地域～国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4）  ・「保育体制強化事業」…国1/3、市区町村2/3（他地域～国1/2、市区町村1/2）  ・「保育補助者雇上強化事業」…(都道府県間接)国1/2,都道府県1/4,市区町村1/4（他地域～国2/3,都道府県1/6,市区町村1/6）  ・「保育補助者雇上強化事業」…(市町村直接)　国1/2、市区町村1/2（他地域～国2/3、市区町村1/3）  ・「都市部…賃借料支援事業」…国1/3、市区町村5/12、事業者1/4（他地域～国1/2、市区町村1/4、事業者1/4）  ・「一時預かり事業」…延べ利用児童数うち管内乳幼児人口超過分にかかる国庫負担を見直し、当該分の補助金額の調整を実施   * **事項要求【予算編成過程で検討する事項】**   〇　消費税率引上げに伴う社会保障の充実等については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」第28条に規定する消費税の収入、地方消費税の収入並びに社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化の動向を踏まえ、予算編成過程で検討。  〇　「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程で検討。  〇　0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、予算編成過程で検討。  〇　物価高騰対策については、今後の物価高騰等の状況を踏まえ、予算編成過程で検討。  〇　「第１次国土強靭化実施中期計画」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」を踏まえ、予算編成過程で検討。 |

詳細は、こども家庭庁ホームページからご確認ください。

【こども家庭庁　令和8年度予算概算要求】　こども家庭庁＞ホーム＞政策＞予算・決算・税制・特別会計に関する情報開示

<https://www.cfa.go.jp/policies/budget>

【令和8年度 保育関係 予算概算要求】　こども家庭庁＞ホーム＞政策＞保育＞保育対策関係予算の概要

https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/yosan